

すれかにより、低所得者と「悪い条件」におかれた人々の世話をすべきである。

この方式による国民保健サービスの改善に對して、主要な各政党はいずれも賛成ではないようである。しかし、この改革の方向に向うある動きが、かなりの大衆的支持を支配している。世論調査の意見は、十分に多数派の意見を代表し得る世帯主が、無料の医療を中止し、その代りに、保証者が医療保険の経費のうち2分の1か3分の2をカバーする方を希望している、ということを示している。さらに世論調査は、そのような方式の採用を希望する人々が、当人の処方代を支払うべきであるということを、労働年齢人口の2分の1以上に当たる人々が考えていることを示していた。この証拠資料から、政策的に耐え得る改正は考えられない、というような大衆の支持が、無料の国民保健サービスの大勢をほぼ支配している。

ところで、医師は国民保健サービス以外に診療を行なうことにより、また、かれらの患

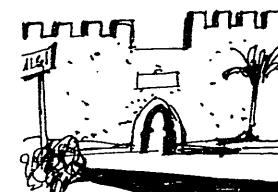
者をして、現行医療保険に加入するように奨励することにより、改革された方式を用意することができる。1970年代と1980年代には、所得の上昇から消費者が他の場所で得ているよう、また、超過支出を支払って医療の保証を用意されるような医療上の診療行為で、同一医療に対して、より高い医療とサービスを

消費者が期待するようになるであろう。この論文の提案は、この増大する購買力と消費へのより大きな希望が、事実上では、よりすぐれた医療サービスへのチャンネルとなるということを保証している。

National or Personal Health Service in *The Lancet*, 25th March 1967, pp. 674~677; No. 115, '67.

## 年金保険と年金年齢

(イスラエル)



本稿はイスラエルにおける年金年齢の問題を再検討するために、とくに設けられたある特別委員会の最終報告である。

この報告は各種の資料と証拠の分析、委員会の勧告および関連のある統計資料を含んでいる。イスラエルの年金年齢は、男子が65歳、女子が60歳である。これらの年金年齢は公的な国民年金制度を有する各国の年齢と同

一である。国民保険法の制定以来、保健状態と社会的諸条件に、各種の改善が加えられており、また、生活水準も上昇してきた。年金省、共済保険、社会保険、および労働組合と協力して、労働組合連合の執行部は、これらの変化を考慮しながら、以下の主要な諸問題を検討するために、ある特殊な委員会を設けた。これらの変化というのは、次の通りである。つまり、(i) ある所定の年齢に強制的退

職の年齢を設けるべきか？ (ii) 現行の退職年齢は修正されるべきか？ (iii) 退職年齢は統一されるべきか，あるいは男子と女子で変えるべきか？ (iv) 退職年齢は異なった職業で変えるべきか？ 委員会は資料として次の三つの主要な材料を用いた。すなわち，(a) 公共企業と私的企業における退職政策と事実上の退職年齢の考察を含めて，年金受給者の数と型に関する統計。 (b) 他の諸外国における退職の各種の型と，それらの型から生ずる社会的，医学的および経済的な理由に関する出版物。 (c) 労使双方の代表による証拠（主題のために発見された適切な医学的資料が，ある特殊な小委員会によって用意された）。

利用できた資料に基づき，委員会は現在の強制的退職年齢を正当化する特殊な医学的もしくはその他の根拠が，なんら存在しないことを発見した。労働者に影響を与える気候上の諸条件は，ある例，たとえば，建築業においてより低い年齢の水準を正しいとするかも知れないが，これに反して事務系労働者もしろくはあるサービス業では，より高い年齢が考

えられた。移住者の国が，しかも最近設けられたばかりの国家として，とくに，イスラエルに関連をもついくつかの要素は，以下の点について考慮されるべきである。すなわち，多数の新しい移住者は，年金について考えられる優先順位を許されない年齢で雇用を開始しているし（つまり，65歳以前における就労期間や年金基金の加入期間が，10年未満にすぎないという例がみられる），国の経済的機構が若いし，労働と退職のパターンに現われる経験がまだ不明確である。統計的な資料は，65歳以上の人々が，経済のほとんどの部門で恒常的な雇用を見出だすべきであるが，しかし，雇用機会は少なく，基本的には，使用者の自発的な独創と善意に依存しているということを示している。使用者と労働組合の双方による証明は，退職の過程と社会的給付の支払いにおける変化が公的な退職年齢を越えて，雇用を延長する傾向を老齢な労働者にすすめている。弾力的な退職政策は，この国の経済において，貴重なしかも経験に富む労働力の喪失を防ぎ，また，同時に早期退職を強制された老齢者的人間的なかつ財政的な負担

を軽くするかも知れない。この場合には，老齢者に対してしばしばある制限された年金が支給され，かれらはこの年金に生計を託すことになる。

委員会は次の勧告を採択した。(i) 専門的な研究，証人の証言，および委員会の委員自身が述べたいいくつかの見解に基づく大幅な遠慮にもかかわらず，男子に対して65歳と定められたある統一的な退職年齢の一般的な基本原則は，変えないでそのまま残すべきである。(ii) 委員会は男子と女子とのあいだでみられる退職年齢についての5年のギャップには，医学的もしくはその他の正当な理由をなんら発見しなかったし，また，女子の公的な退職年齢が，62歳に引上げられるべきであるということを勧告する。社会的・経済的諸条件によって長さを決定されるある経過的な期間の以後，女子の退職年齢は，年金を減額することなく，60歳に定めるべきである。(iii) 所定年齢で引退するという退職の一般的な仕組みの中に，早くまたは遅く退職するという選択を労働者に与えて，ある弾力的な退職

政策が採用されるべきである。(vi) 弾力的退職の基本原則採用は、雇用の性格を考慮に入れるべきである。頭脳労働の職種のように、労働が肉体的な努力を必要としない状況のもとでは、退職年齢は引上げができるかも知れないが、しかし、労働の強度が肉体的に好ましくない(たとえば、鉱業、建築業)では、ある所定の年齢が採用されるべきである。委員会が示した最後の勧告は、労働と退

職年齢の分野における証拠書類に、もっと研究と注意が与えられるべきであり、また、これが退職年齢に関する基本的な傾向と政策を明らかにする一助となるであろう、ということを強調していた。

*Age of Retirement, Report of a Histadrut Committee of Experts, General Federation of Labour in Israel, Tel-Aviv, October 1967, 81 pp.; No. 134, '67.*

## 自営農民への家族手当

Fabio De Luca

(イタリア)



本稿には、自営農民に対する家族手当の早期適用拡大の必要性に関する考察が述べられている。しかし、自営農民に対する家族手当は、他のカテゴリーの労働者に対して、現在支給している家族手当よりも、水準が低くな

る。

ヨーロッパ共同市場の中で、イタリアの自営農民だけが、いぜんとして家族手当を支給されていない。この社会的給付の採用は必要

であり、しかも緊急を要する。その理由は、かれらに対する家族手当の採用が、他の EEC 諸国市民に対するイタリアの社会的給付の相互適用だけでなく、所得の再分配を他のカテゴリーの労働者のあいだで、より一層平等にするからで、この労働者というのは、国の生産的努力と、さらに、イタリアの農業に、ヨーロッパ共同市場内における競争を行なわせることができる生産性と効率の目的に、すべて寄与している。とくに最近の経済不況の期間では、自営農民は他の生産部門と比較して、また、かれらが雇用する農業労働者と比較してさえも、これらの比較により、かれらの所得が、引き続き低下させられてきたのをみている。これは農業的企業における投資を低下させ、また、若い人々をさらに土地から離反させるという影響をもっている。その結果、現在国会において、1966—70年の経済開発計画で述べられている社会保障強化政策の一部として、社会保障制度を通じ、所得の再分配を行う手段がさし迫って必要となっている。期待される各種の手段の中で、栄光の場を与えるのは疑いもなく家族手当